

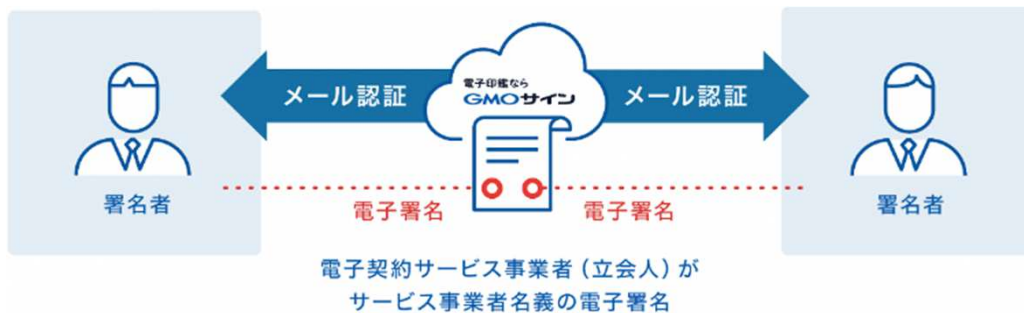
令和8年(2026年)10月1日

玉名市では電子契約 を導入します

事業者の負担軽減、契約事務のペーパーレス化、業務の効率化等のために
令和8年(2026年)10月1日から電子契約を導入します。※
※ただし、一部対象外となる契約があります。

○電子契約とは？

従来、合意内容を証拠として残すため紙に印鑑で押印して取り交わされていた契約書。
この契約書に代わり、電子データに電子署名をすることで、書面による契約と同様の証
拠力を認められるのが電子契約です。



○電子契約のメリット

- ① 事業者の負担軽減
 - ・押印が不要となり、インターネット上で契約を締結することができるようになります。
 - ・収入印紙の貼付が不要になります。
- ② 契約事務のペーパーレス化、業務の効率化（印刷、製本、押印作業等）

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

内閣総理大臣による答
弁および国税庁への照
会への回答において、
電子文書には**印紙税が
課税されない**と明言さ
れています。

インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能です。
事業者側の負担はありません。

詳しくは、玉名市HPを参照ください。

玉名市 電子契約

検索

<https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/131/36911.html>

問合せ：玉名市契約検査課

TEL：0968-75-1125

E-mail：keiyaku@city.tamana.lg.jp

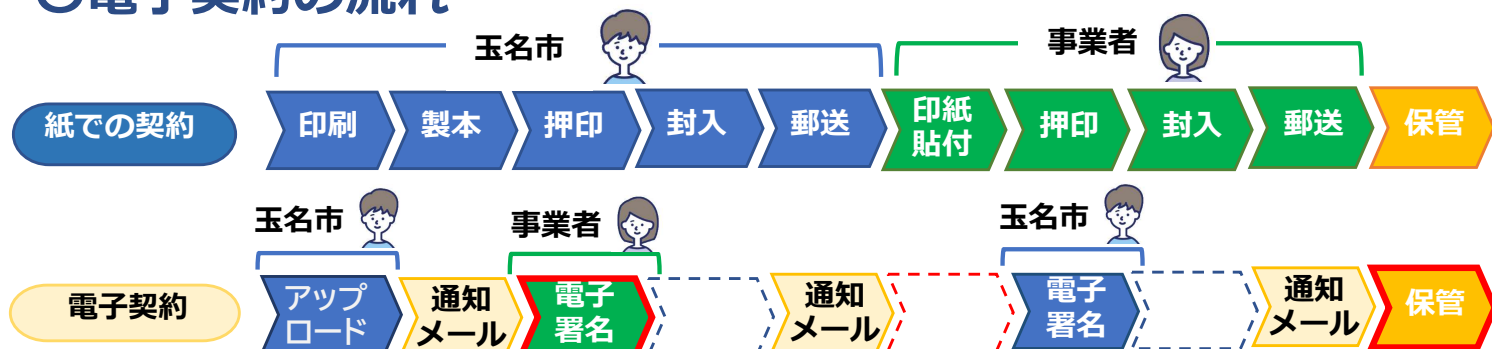
○電子契約での契約締結(※)をご希望される場合

玉名市との契約を従来の紙契約で行うか、電子契約で行うかは事業者の方のご希望によります。電子契約をご希望される場合は、落札者決定後、市HPより「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を準備していただき、諸事項をご記入の上、御提出ください。

なお、電子契約を選択されない場合も、契約が不利になることはありません。

※但し、電子契約の一部対象外となるものがあります。

○電子契約の流れ



操作手順

- 1 署名依頼メールが届きましたら
文書を確認する をクリック
- 2 文書を確認して、問題なければ
完了する をクリック
- 3 確認画面が出ますので
署名手続きを完了する をクリック



※署名以来の前に、確認者(ご担当者)あてにメールが送信される場合があります。

- 4 すべての署名者の手続き完了後
届いた完了メール内の
ダウンロード をクリック

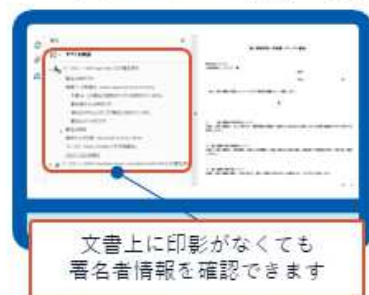


- 5 ️⬇️ダウンロード をクリック

※ ダウンロード有効期間: 14日間



- 6 署名した文書を確認
※電子署名情報および
タイムスタンプ情報が付与



○電子契約サービスでご不明な点は・・・

【電子印鑑GMOサイン運営事務局】

- ・ 電話番号 03-6415-7444 (ヘルプデスク)
- ・ 受付時間 10:00-18:00 (土日及び祝日は除きます。)
- ・ メールアドレス support@cs.gmosign.com
- ・ お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

GMOサイン

検索